

ふじみ野市自治基本条例策定市民協議会 会議録

会議名	第三回 運営委員会
開催日時	平成 23 年 2 月 28 日 (月) 18 時半～21 時半
開催場所	ふじみ野市役所 第二庁舎 3 階 302 会議室
記録者	市事務局
出欠	(出席者) 協議会 (運営委員 12 名ほか委員傍聴者数名)、原田先生、ふじみ野市長、市民生活部長、市事務局 4 名 (欠席者) 協議会 2 名
配布資料	次第 資料①市長への質問事項 資料②部会・全体会議録 資料③相互協力協定書 (第 2 次案) 資料④市民フォーラム資料 資料⑤趣意書案配布について 資料⑥全体会議・運営委員会の会議日程のご提案
会議内容	<p>●議題</p> <p>(1) 市長意見交換 (2) 部会報告 (3) 相互協力協定 (4) 市民フォーラムについて (5) 趣意書 (6) その他</p> <p>(なお、19 時より別室にて原田先生、ふじみ野市長、市民協議会代表とで市民フォーラムの打合せをする。)</p> <p>● 結果</p> <p>(1)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 市長あいさつより 「市民が主体となって行政と一緒に自治基本条例を作っていく という気持ちで活動してほしい。」 ・ 市長への質問事項への回答 (別紙のとおり) <p>(2)</p> <p>資料②のとおり</p> <p>(3)</p> <p>◎2 月 25 日の調整会議を受けた変更点</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「協議会の役割」に「(6) 協議会は、条例制定まで責任をもって見守ります。」を追加。 ・ 協定書本文では「市民協議会活動を支援する。」という表記にとどめ、第 1 次案にあった「市の役割」の中の具体的な個別支援策については、協議会と市とで確認した事項を書類に残していくこととする。

(4)

◎次第の変更点

→承認

- ・ 開会と閉会のあいさつは両副代表から司会の白鳥さんへ変更。
- ・ 協議会と調印式の説明は代表あいさつに含めて10分間とする。
- ・ 第二部に「質疑応答（15分）」を加える。
- ・ 「来賓あいさつ」から「市長あいさつ」とする

◎アンケートと委員募集チラシについて

出された意見をもとに修正をする。また、アンケートと委員募集チラシを一緒にすることも視野に入れて意見収集部会及び総務・広報宣伝部会で検討する。

(5)

◎趣意書を作成した理由（原案起草部会より）

- ・ 協定を結ぶ前に市民協議会内での自治基本条例に対する認識を統一したい。
- ・ 一般市民に自治基本条例がどういうものかというものを書面で提示する必要があるはず。
- ・ 意見収集をする場合に趣意書は必要な資料であり、市民フォーラムでまず配布するのが適当だと思われる。

◎趣意書を市民フォーラムで配布することについて（総務・広報宣伝部会より）

市民フォーラムに参加した一般市民が基調講演を聞いて自治基本条例を理解する前に、趣意書を提示してしまうのは早いのではないか。まずは市民協議会で内容を協議することが必要。（資料⑤参照）

(6)

◎会議日程について（資料⑥参照）

各部会・市事務局で検討する。

◎ 原田先生よりコメント

早く条例作りの本論に入ってもらいたい。

◎条例策定のスケジュールについて（原案起草部会より）

原案起草部会第五回会議録（資料②）上で提案した日程について各部会検討してほしい。

次回予定	未定
開催場所	未定

第三回運営委員会（2月28日）における、市長への質問事項【回答】

1. 市の専任弁護士の活用

本協議会は市民組織とは云え、意見収集時等の万一トラブルがあった場合、特に法的面での支援が必要。本件は相互協力協議書に入れる、重要事項と認めます。

【回答】万が一の時には、協定書案（定めのない事項等）にあるように、必要に応じて協議会と市が協議をし、市顧問弁護士に相談するなどの対応が可能です。よって専任配置は必要ないと考えます。

2. 市としての基本条例に関する市の組織体制について。

【回答】基本的スタンスとして、事務局に暮らし安全課、研究・調査を行う職員組織として職員プロジェクトチームが対応します。何らかの問題が生じた時には、意見を聞きながら対応していきます。

3. 市長のマニフェストの実行部隊と市民の一部の声があるが、この点の市長の見解は？特に最近「改援隊」が報道されていることも関連しているようですが？

【回答】改援隊は自己の政治活動の一環であり、市長職と関連はありません。マニフェスト（公約）には自治基本条例という記述はありませんが、総合振興計画に基づく内容となっていますので、一人でも多くの方にご理解を頂きたいと思っています。

4. 今後のタウンミーティング、ふれあい座談会等で、「自治基本条例」に関する必要性をPRして頂きたいと思えます。

【回答】折に触れてPRしていきます。

5. 市報で、今後数回に亘って自治基本条例について特集を掲載して欲しい。

【回答】紙面の許す限り掲載をしていきます。

6. 市長の言われる職員の「意識改革」への具体策をお聞かせ願いたい。

【回答】プール事故の再検証に関する職員アンケート結果を公開したように意識改革に取り組み、職員自身に「変わらなければ」という意識を持ってもらいたいと考えています。

7. ふじみ野市議会への展開についての考え方は？

【回答】自治基本条例の制定自体については、議会からは改選後も反対はないと思いますが、各論では意見が出てくると思われしますので、議決前に説明し納得してもらうよう調整を図っていきたいと考えています。また、議会の関わり方については、市民協議会からも意見提言をお願いします。

8. 市長自ら「自治基本条例制定」の協力を市民等に市報、フォーラムに限らず色々な場面で発信して欲しい。市長が先頭に立って頂くと心強い。

【回答】個人的にもコピーした市民フォーラムのチラシを渡すようにしていますし、折に触れてPRしていきます。

9. 市長の「行政は慣例的で、職員の意識改革がなされていない。」との認識は、市民等も同様に感じています。民間では、社員が自主的に意識改革を持続的に進めないと職場がなくなります。それでは、意識改革が進まない原因はどこにあると思いますか？市長が目指す、あるべき姿の行政のイメージはどのようなものですか。あるべき姿に向けての具体的な施策はありますか。その時市民等の協力が必要ですか。

【回答】主体である市民のみなさんと一緒に課題に取り組んでいかれるような職員となれるように意識改革を進めていきたいと考えています。

10. 制定に当たっての大きな壁は議会です。その時調整手腕に期待をしています。
(ご意見)

11.ふじみ野市は合併し5年が経過したものの、未だ市としては「馴染んでいない」ように思います。「上福岡だ」「大井だ」といった声がある中、総意を纏めて条例案まで辿り着くには大変な作業が予想されます。市長は市としての纏まりを実感していらっしゃいますか。

【回答】行政の説明不足による双方の誤解もあるようなので、行政として誤解のないように説明責任を果たしていきたいと考えます。

12.「日本国憲法」をどのように自治基本条例に反映させればよいのか。

【回答】地方自治は日本国憲法で保障されており、憲法第92条には「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基いて、法律でこれを定める」と地方自治の原則が明確化されています。地方自治の本旨とは団体自治と住民自治の原則から成り立っていますから、こういった憲法の趣旨を踏まえて自治の基本ルールを定める自治基本条例を策定していくことが重要であると考えます。

13.市長は、自治基本条例を重要視されていますが、市議会での市政方針演説や予算説明の際にご自身の口から広く発していただけますでしょうか？

【回答】折に触れてPRしていきます。

14.ふじみ野市の今後の合併を見据えたときに、自治体としての規模と自治基本条例はどのように関連するとお考えですか？

【回答】今後の合併については、明確に示されていないので前提にはできませんが、自治体の規模と自治基本条例とは関連しないと考えています。

15.ふじみ野市では、都心に近いこともあり地域のつながりが希薄で課題解決などが難航しがちですが、こういった状況で自治基本条例を策定するにあたりどのような点に留意すればいいとお考えですか？

【回答】組織として行うのは難しいと思います。みなさん個人個人が希薄となった人間関係を率先して無くしていくように実践して頂きたいと考えます。

16.市民協議会が市からの委任を受けて策定活動をしているという点を市民に理解してもらえるように、市長からも周知してもらいたい。

【回答】市からの委任という意識ではなく、市民協議会が行政と一緒に主役・主体となって作ってもらいたいと思います。PRについては折に触れて行っていきます。

17.自治基本条例の策定にあたって一番議論したいところは、市民 議会 行政が協働し、いっしょに汗を流すことです。（ご意見）

18.自治基本条例を策定する際に、市民協議会などで素案出しはコンサルタントや学識経験者がリードしていますが、ふじみ野市では何故コンサルタントを入れないのですか？コンサルタントの協力を得たいのですがご見解をください。

【回答】できるだけ、市民協議会の自主的な運営や合意形成にゆだねていきたいと考えていますので、現在のところ、コンサルタントやファシリテーターの派遣は予定していません。一番重要なことは、作り上げていくプロセスだと思っています。

19.市民主体の住民自治、協働型の社会の形成のための自治の基本となるルール作りで重要なポイントは、住民が市・議会と対等な立場で、議会運営等が行えることです。市長は議会の解散権がありませんが、議会は市長不信任の議案提出ができますので市長・行政サイドが不利と思われれます。住民参加は言葉では対等ですが市民から選挙で信任を受けた組織体で無いので、真に対等で参画できません。そこで、信任を受けた住民も住民投票権等をもって参画できるルール作りを目指すか、ほのめかす、等を織り込んだ自治基本条例を望みますか。

【回答】市長・行政サイドが不利だとは思っておりませんが、議会にも市民が主役ということを念頭においた運営をしてもらえるように説明し、理解を求めていきたいと考えています。

